

見守り 新鮮情報

<災害による停電発生時>

- 停電復旧時に意図しない作動を防ぐため、特にヒーターを内蔵した電気ストーブなどの**電熱器具**は、電源プラグを**コンセント**から**抜きましょう**。

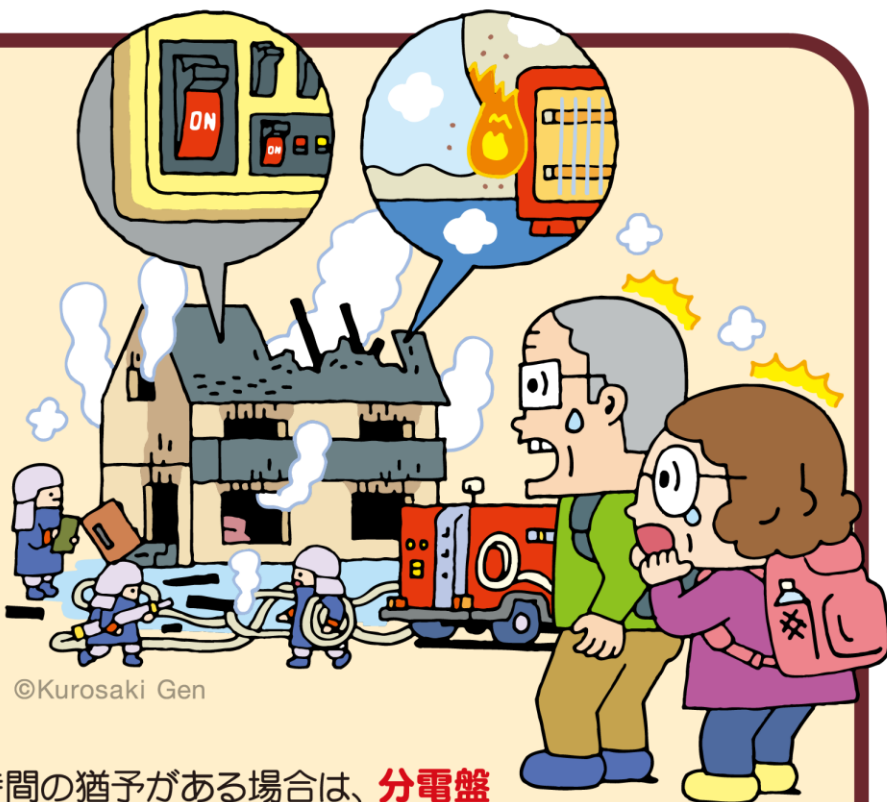
- 自宅から避難する際に時間の猶予がある場合は、**分電盤**の**ブレーカー**を**切りましょう**。

<停電復旧時>

- 浸水などの被害を免れた電気機器を使う際は、機器の外観に**異常**がないか、電源プラグやコードに**損傷**はないかなどを**確認**してから**分電盤**の**ブレーカー**を**入れ**、機器の電源プラグを1台ずつコンセントに差し、**様子を確認**しながら**使用**しましょう。

<日ごろからの備え>

- 電気ストーブやヒーター類などの**電熱器具**の**周辺**に**可燃物**を**置かないように**しましょう。
- 地震発生時などに可燃物が散乱しないよう**家具**は**固定**しましょう。



地震や台風… 停電復旧後の 通電火災に注意

ひとこと助言



注意しよう

見守るくん

- 地震や台風などの自然災害による停電後、電気が復旧したことにより発生する火災を通電火災といいます。
- 通電火災は、停電後の電気の復旧時に、電気ストーブなどの電熱器具が意図せず作動し、可燃物と接触して起こる場合や、水没したり損傷したりした電気機器に電気が流れることで発生する場合などがあります。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第518号（2025年8月21日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）

